

4 高保体第 98 号
令和 4 年 4 月 27 日

各市町村（学校組合）教育委員会
学校保健担当課長 様

高知県教育委員会事務局
保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

県立学校のゴールデンウィーク中における新型コロナウイルス感染症への
対応の徹底について（通知）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。
さて、うえのことについて、別添（写し）のとおり県立学校に依頼しましたのでお知らせ
致します。
つきましては、貴教育委員会におかれましても同通知を参考に、適切にご対応いただき
ますようお願いいたします。

【担当】高知県教育委員会事務局	
保健体育課 出席停止基準等について	廣田、北村、池本（TEL:088-821-4928）
運動部活動等について	山岡、田邊、池田（TEL:088-821-4900）
高等学校課	岩河、東岡（TEL:088-821-4907）
特別支援教育課	谷澤、平地（TEL:088-821-4741）

写

各県立学校長 様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

県立学校のゴールデンウィーク中における新型コロナウイルス感染症への
対応の徹底について（通知）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、依然としてオミクロン株の影響により若い年代の感染事例が多く報告されている状況が続いています。報道発表されている児童・生徒、教職員の感染状況は 886 名（4/1～4/25）にのぼり、全感染者に占める割合は約 25%となっています。新学期に入り、部活動での感染報告も多く、中でも室内競技（球技系等）における感染事例が増えています。

高等学校においては、5 月 21 日からインターハイ予選を兼ねる高等学校体育大会（県体）が開催予定となっており、ゴールデンウィーク（GW）中やそれ以降の感染状況によっては県体に影響を及ぼす可能性も考えられます。（※別紙参照）

つきましては、下記の感染対策を徹底していただくとともに、教職員へ周知のうえ、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

＜全般的な感染症対策について＞

- （1）不織布マスクの正しい着用（会話をするときのマスク着用等）、黙食、3密の回避、十分な換気対策、こまめな手指消毒をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底すること。
- （2）症状がある場合は、検査協力医療機関を受診すること。GW 中は、受診できる医療機関が限られているため、高知県ホームページ等で確認すること。
- （3）学校は、GW 中の家庭からの感染報告について、連絡を受けることができる体制を予め整えておくこと。

＜部活動における感染対策について＞

5 月 20 日までの県立学校の部活動等の対応方針については、令和 4 年 4 月 20 日付け 4 高保体第 77 号で通知しておりますが、以下に示す感染拡大防止対策については、引き続き徹底していただきますようお願いいたします。

- （1）部活動毎に活動日や活動時間の振り分けなどを行い、同一の場所（体育館等）で多くの部活動が一斉に活動しないなどの対策を講じること。対策が講じられない場合は、活動日を減らすこと。
- （2）部室や更衣室での更衣、準備や片付け、ミーティングの際は必ずマスクを着用すること。ただし、活動時も含め、マスクの着用が健康被害（熱中症等）に繋がる場合は、感染症対策を講じたうえで、マスクを外すこと。
- （3）昼食を挟む時間を設定する場合は、顧問教員の監督の下、密にならないよう注意するとともに、黙食を徹底すること。
- （4）部活動前後の集団での飲食や、部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策を徹底すること。（※特に登下校中における飲食については注意すること）
- （5）咳や咽頭痛、発熱等の症状が少しでも現れた場合には、躊躇せず申告し、練習等への参加を控えるように指導すること。

【担当】

保健体育課 田邊、池田、山岡（TEL:088-821-4900）
 廣田、池本、山中（TEL:088-821-4928）
高等学校課 岩河、東岡（TEL:088-821-4907）
特別支援教育課 谷澤、平地（TEL:088-821-4741）



【分類番号 05-04-0009】

ゴールデンウィーク（GW）明けに新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合（例）

ゴールデンウィーク（GW）明けに新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合、10日間の療養が必要となり、高知県高等学校体育大会（通称：県体）へ出場ができない場合もあります。

また、濃厚接触者（自宅待機要請者）となった場合にも自宅待機期間は7日間必要となります。この間は大会出場のみならず、部活動への参加も不可能となります。

（例1）5月13日に陽性が判明した場合（体調不良があるので、5/12を0日目としてカウント）

5/9（月）	5/10（火）	5/11（水）	5/12（木） 体調不良出現 	5/13（金） コロナ陽性 	5/14（土） 自宅等による療養 (症状がある場合10日間※)	5/15（日）
5/16（月）	5/17（火）	5/18（水）	5/19（木）	5/20（金）	5/21（土） 県体開催（5/21～）	5/22（日）
自宅等による療養（症状がある場合10日間※） 症状消失後も外出自粛、練習参加禁止						保健所による療養解除

※症状がない場合は、7日間

（例2）5月14日に陽性者と最終接触があり、濃厚接触者（自宅待機要請者）となる場合 （感染者との最終接触日である5/14を0日目としてカウント）

5/9（月）	5/10（火）	5/11（水）	5/12（木）	5/13（金）	5/14（土）  感染者との最終接触	5/15（日） 自宅待機開始
5/16（月）	5/17（火）	5/18（水）	5/19（木）	5/20（金）	5/21（土） 県体開催（5/21～）	5/22（日）
自宅待機（7日間）・・・外出自粛、練習参加等禁止						自宅待機解除